

新型コロナウイルス感染症にかかる 市の緊急経済対策と生活支援対策を実施します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、影響を受けている市内の飲食業や事業者、対象の子育て世帯に対し、市では、以下のとおり、独自の支援策を実施します。支援策の詳細内容はそれぞれの担当部署にお問い合わせください。

「#福津エール飯」利用者への特典と登録店舗への支援

外出や宴会の自粛によって、市内の飲食店が大きな打撃を受けています。そこで市では、自粛期間中でも利用しやすい「テイクアウト(持ち帰り)」や「デリバリー(配達)」ができる飲食店を取りまとめ、ホームページやフェイスブックなどのSNSで発信して応援する「#(ハッシュタグ) 福津エール飯」に取り組んでいます。今回、この取り組みをより多くの皆さんに利用してもらい、登録店舗を支援するため、割引特典を実施します。なお、登録店舗は裏表紙に掲載しています。

問い合わせ 市地域振興課 ☎62・5014

小規模事業者に応援金を支給

売上げが減少し、事業継続に支障が生じている小規模事業者を支援するため、4月または5月の売上高が、前年同月比30%以上減少した小規模事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給します。

問い合わせ 市小規模事業者緊急応援金専用ダイヤル ☎62・6081
午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)

経営相談窓口の開設

事業経営や融資あっせん、雇用関係などについて、社会保険労務士や中小企業診断士の専門職が相談を受ける窓口を市商工会に開設します。

問い合わせ 市地域振興課 ☎62・5014、市商工会 ☎42・0315

対象の子育て世帯に応援米を届けます

子どもが自宅で食事を取る機会が増加しているため、児童扶養手当支給世帯と就学援助対象世帯に対し、児童一人当たり10kgの米を緊急的に自宅に届けることによって、子どもたちの食を確保し、安心な子育てを支援します。なお、この米は、学校の臨時休校の措置によって学校給食への納入の途絶えた、地元の生産者の米を一括購入します。

問い合わせ 市子ども課 ☎43・8124

相談窓口

感染を疑う症状のある人 県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎36・6098 受付時間 午前8時30分～午後5時
次のいずれかの症状がある人はご相談ください。 (夜間・土曜・日曜日 ☎092・471・0264)

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- 強いだるさや息苦しさがある

※ 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)がある人、透析をしている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人は重症化しやすいため、上記の状態が2日以上程度続く場合にはご相談ください。なお、症状がある人は相談するまで外出を控え、自宅療養するようにしてください。相談の結果、感染の疑いがある場合は、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて専門外来を受診してください。



臨時の公設分別ステーションを開設します

5月の地域分別収集は全て中止します。これに伴い、臨時の公設分別ステーションを開設します。粗大ごみ・剪定くず・草類や古紙・古着は受け付けません。

場所 福岡漁港駐車場(西福岡3-47-1)

日時 5月25日(月)～5月30日(土)
午前10時～正午

問い合わせ 市うみがめ課 ☎62・5019



第1回全市環境美化運動を中止します

6月7日に行うことにしていた、第1回環境美化運動は中止します。第2回は秋に開催予定です。



市の備蓄マスクを医療機関へ寄贈しました

宗像医師会、歯科医師会を通じて、以下のとおり備蓄マスクを寄贈しました。

医師会へ N95マスク 5,000枚

サージカルマスク 1万枚

歯科医師会へ サージカルマスク 3,500枚



特設相談電話を開設しています

市では、4月15日から新型コロナウイルス感染症に関する特設相談電話を開設しています。

時間 午前8時30分～午後5時

問い合わせ ☎62・6106

特設相談電話によくある問い合わせ

- Q 高熱が出ているが、どうすればいい?
A 下の相談窓口に記載しているとおり、県宗像・遠賀保健福祉環境事務所にご相談ください。
- Q 10万円の給付金の手続き方法を教えてください。
A 5月中旬に申請書を送付します。必要書類を添えて、返送してください。



特別定額給付金 手続きなどのお知らせ

特別定額給付金が給付されます。5月下旬に市役所から申請書を送付しますので、申請書および本人確認書類、通帳の写しなどの必要書類を返信用封筒で送付してください。

給付額 1人につき10万円

(世帯主に世帯全員分を給付)

対象者 令和2年4月27日に市の住民基本台帳に登録されている人

※ 本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、保険証などの写しのことです

※ 電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを持っている人は、政府が運営するウェブサイト「マイナポータル」からオンライン申請ができます

問い合わせ 市特別定額給付金専用ダイヤル ☎62・6125

電話受付時間 午前9時～午後5時

(土曜・日曜日、祝日を除く)



特別定額給付金の 詐欺にご注意ください

1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」に便乗した詐欺電話などに注意してください。市役所などの公的機関になりすまして、個人情報聞き出すことが目的です。電話やメールなどで「口座番号を教えてください」と言われたときは、電話はすぐに切り、メールも無視してください。口座情報を教えたり、キャッシュカードなどを渡したりしないでください。

現時点で、公的機関が住民の皆さんの世帯構成や、銀行口座番号などの個人情報を電話やメールで問い合わせすることはありません。

ご自宅や職場などに、公的機関になりすました電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

労働に関する相談 福岡労働者支援事務所 ☎092・735・6149 受付時間 午前10時～午後5時(木曜日は午後8時まで)

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇などの労働に関するご相談がありましたら、上記の窓口までご相談ください。

子育てに関する相談

親子が自宅で過ごす時間が増え、ストレスが溜まることなどによって、ドメスティックバイオレンスや児童虐待の深刻化が懸念されています。6ページの「情報広場」に相談窓口の問い合わせ先などを掲載していますので、ご覧ください。